

一般社団法人日本貿易会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人日本貿易会（英文名 Japan Foreign Trade Council, Inc. 略称「JFTC」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、わが国の貿易及び貿易業界の健全な発展を図り、もってわが国経済の繁栄と国際経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、貿易が経営資源の移動をともなった経済活動であることをふまえつつ、次の事業を行う。

- (1) 貿易に関する制度、施策等についての政府及び関係機関に対する建議及び意見の具申
 - (2) 貿易業の健全な発展のために必要な諸施策の樹立とその推進
 - (3) 貿易に関する調査研究及び統計の作成
 - (4) 貿易に関する情報の収集及び提供
 - (5) 貿易に関する普及啓発
 - (6) 会員相互の連絡協調
 - (7) 貿易に関する社会貢献活動の推進
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に掲げる事業は、国内又は海外において行うものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）の社員とする。

2 正会員は、法人会員、団体会員及び個人会員の三種類とする。

(1) 法人会員は、貿易を主たる業とする企業とする。

(2) 団体会員は、貿易を主たる業とするものを主要な構成員とする団体とする。

(3) 個人会員は、貿易を主たる業とする個人とする。ただし、第8条第2項により推薦された会員もまた、個人会員とする。

3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、団体及び個人とする。

4 第7条の規定は、第2項第3号ただし書の個人会員にはこれを適用しない。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会時に、総会において別に定める会費徴収規程に基づいて、入会金を納入しなければならない。

2 会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、会費徴収規程の定めるところにより、毎年所定の時期に会費を納入しなければならない。

3 会費は、正会員会費、賛助会員会費及び特別会費の三種類とする。

(代表者)

第8条 法人会員及び団体会員は、本会に対する代表者1名を定めてこれを届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 正会員たる法人会員及び団体会員は、別に定めるところにより、その法人、団体に所属する者を個人会員として推薦することができる。これを変更したときも同様とする。

3 前項の推薦に関する基準及び原則は、本会の運営が公正に行われるよう定められなければならない。

4 前各項のほか、代表者及び会員に関して必要な事項は総会で定める。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって会長に届け出ることにより任意に退会することができる。ただし、次条に該当する場合は、止むを得ない場合を除き、総会の決議があるまで退会を保留する。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知を行い、当該総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡したとき、もしくは失踪宣告を受けたとき

(3) 会員である組織が解散したとき

(4) 第8条第2項に定める個人会員の属する組織が退会もしくは解散したとき

(5) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき

(6) 除名されたとき

(7) 総正会員が同意したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 総 会

(種 別)

第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 監事は総会に出席して意見を述べることができる。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事並びに法人法上の代表理事の選定又は解職
- (4) 常勤役員の報酬等の額
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分の承認
- (9) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事会が必要と認めたとき
- (3) 総正会員の議決権の5分の1以上の正会員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

(議 長)

第18条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決 議)

第20条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第21条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。
- 4 法人法第58条の要件を満たしたときは、総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長、及び出席した正会員の中から議長が指名する者2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(種別)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上50名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、8名以内を副会長、2名以内を専務理事、3名以内を常務理事、15名以内を常任理事とする。
- 3 前項の理事のうち、会長、専務理事を法人法上の代表理事とする。また、必要に応じ常勤の理事を法人法第91条第1項第3号の業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員（法人会員又は団体会員にあっては会員代表者）のうちから選任する。ただし、正会員以外の者を本会の理事とする必要のある場合は、7名を限度として選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は総会の決議によって選定し、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、会長は正会員の中から選定する。
- 3 常任理事は、会長、副会長、専務理事、常務理事以外の理事から、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を総括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 常任理事の職務、権限については、第43条の定めによる。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 監事は、その他法令上認められた権限を行使する。

(任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 増員により就任した理事任期は、第1項の規定にかかわらず、現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでなお権利義務を有する。

(解 任)

第28条 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、その役員に対し、解任の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して解任する旨の通知を行い、当該総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会の決議を経て、報酬等を支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第31条 本会は、役員のパ賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与)

第32条 本会に名誉会長、名誉顧問、顧問、参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、総会の承認を得て、会長がこれを推戴する。
- 3 名誉顧問は、総会の推薦により、会長が委嘱する。
- 4 顧問は12名以内及び参与は5名以内とする。
- 5 顧問及び参与は、総会の推薦により、会長が委嘱する。
- 6 名誉会長及び名誉顧問は、本会の運営に関して会長に意見を述べることができる。
- 7 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べるができる。
- 8 参与は、本会の事業に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べるができる。
- 9 顧問及び参与の任期は、第27条の規定を準用する。
- 10 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は支払うことができる。

(審議員)

第33条 本会に審議員90名以内を置くことができる。

- 2 審議員は、理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 審議員は、審議員会を組織し、本会の運営につき会長に対して意見を具申し、又は答申する。
- 4 審議員の任期は、4月1日から2年とし、再委嘱を妨げない。
- 5 補欠により就任した審議員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 6 増員により就任した審議員の任期は、第4項の規定にかかわらず、現任者の残任期間とする。

第5章 理 事 会

(構 成)

第34条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(権 限)

第35条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 法人法上の業務執行理事の選定又は解職
 - (4) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重大な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 第31条の責任の免除

(開 催)

第36条 毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき

- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 監事から、法人法の規定に基づき、会長に召集の請求があったとき

(招 集)

第37条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに理事及び監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 前条の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が、記名押印しなければならない。

第6章 正副会長会、常任理事会、運営委員会、常設委員会等

(正副会長会、常任理事会、運営委員会、常設委員会等)

第43条 本会は、総会及び理事会が決議した事業を円滑に遂行するため、正副会長会、常任理事会、運営委員会及び常設委員会等を設置する。

- 2 正副会長会は会長、副会長をもって構成し、会長が招集する。
- 3 正副会長会は、本会の運営上、特に重要な基本的事項を審議する。
- 4 常任理事会は会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事その他理事及び監事（正法人会員に限る）をもって構成し、会長が招集する。
- 5 常任理事会は、各界の有識者との意見交換を踏まえ、重要な政策の提言を審議する。
- 6 常任理事会を構成する役員は運営委員を推薦し、会長がこれを委嘱する。運営委員は運営委員会を構成し、本会の事業実施の状況について聴取し、効率的かつ効果的な事業実施について会長に助言し、その活動について常任理事会に報告する。
- 7 常設委員会等は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は提言等を審議する。
- 8 運営委員会及び常設委員会等の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第44条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

（事業年度）

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（資産の管理）

第46条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議による。

（経費の支弁）

第47条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（収支予算及び事業計画）

第48条 本会の収支予算書及び事業計画書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、毎年理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- 2 本会の事業年度の終了後、翌事業年度の収支予算が前項の規定により成立するまでの間における収支については、理事会の決議を経て前年度の予算に準じ、執行

することを妨げない。この期間の予算については、前項の収支予算書に含め、事後に総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の総会の承認を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の決議により行う。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(収支決算及び事業報告)

第49条 会長は、毎事業年度の終わりに次の書類を作成し、定時総会の日から少なくとも2週間前に監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(収支決算の監査と承認)

第50条 監事が前条に掲げる書類を受理したときは、遅滞なくこれを監査し、意見書を付してこれらを会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の書類及び監事の意見書を理事会の承認を得て総会に提出し、その内容について承認を求めなければならない。
- 3 前項に基づいて総会において報告もしくは承認された書類については、主たる事務所に、5年間備え置くものとする。

(特別会計)

第51条 本会は、事業の遂行上必要がある場合は、理事会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

(剰余金の処分)

第52条 本会は、会員に剰余金の分配を行うことができない。

- 2 本会の収支決算に剰余が生じた場合は、繰り越した欠損があるときはその補填に充て、なお剰余のあるときは総会の決議を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第53条 本会が借入金をしようとする場合は、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって当該返済期間が1年未満のものを除き、理事会において総理事数の3分の2以上の決議を得なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、前項と同様の決議を得なければならない。

第8章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければ変更することができない。

(解散)

第55条 本会は、法人法第148条第2号及び第4号から第7号までに規定する事由により解散する。

- 2 本会は、法人法第148条第3号の規定に基づいて解散をする場合は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

(残余財産の処分)

第56条 本会が解散する場合の残余財産は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(備付け書類)

第57条 本会は、第50条に規定するもののほか、次に掲げる書類を事務所に備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 監査報告

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補 則

(事務局)

第 59 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、運営委員会の意見を聞いて会長が別にこれを定める。

(実施細則)

第 60 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 45 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 一般社団法人日本貿易会(以下、「本会」という。)の最初の代表理事は、檜田松瑩、天野正義とする。
- 4 本会の最初の業務執行理事は、市村泰男とする。
- 5 本会の最初の顧問及び参与の任期は、第 32 条第 9 項の規定にかかわらず、本会が設立登記後に最初に開催する定時総会の日までとする。
- 6 特例民法法人日本貿易会の評議員は本会の審議員とし、評議員会は審議員会とする。

附 則

本定款の改訂は、2020 年度中の主たる事務所の移転日から施行する。

附 則

本定款の改訂は、第 100 回定時総会後から施行する。

制定	2011 年 5 月 31 日	社団法人日本貿易会	第 87 回通常総会
変更	2020 年 5 月 29 日	第 96 回定時総会	
変更	2024 年 5 月 31 日	第 100 回定時総会	

一般社団法人日本貿易会

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号

霞が関コモンゲート西館 20 階

電話 03 - 5860 - 9350